

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・地域森林計画の案の縦覧	林 政 課
・保安林の指定の予定	〃
・道路の区域変更(3件)	道 路 維 持 課
・道路の供用開始(2件)	〃
◎ 公 告	
・特定計量器定期検査の実施	計 量 検 定 所
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・不在者投票のできる施設の指定	選挙管理委員会書記室
◎ 長崎県病院企業団規則	
・長崎県病院企業団病院事業使用料規則の一部を改正する規則	長崎県病院企業団

告 示

長崎県告示第597号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により長崎北部地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎南部、五島壱岐及び対馬の各地域森林計画を変更する予定なので、同法第6条第1項の規定により当該計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、これらの地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧の期間内に、長崎県知事に対し、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 森林計画区の名称
 - 長崎北部森林計画区(佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円)
 - 長崎南部森林計画区(長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円)
 - 五島壱岐森林計画区(五島市、壱岐市及び南松浦郡新上五島町の各一円)
 - 対馬森林計画区(対馬市の各一円)
- 2 縦覧場所及び意見書の提出先
 - 長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課(長崎北部、長崎南部、五島壱岐及び対馬の各森林計画区)
 - 諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課(長崎北部及び長崎南部の各森林計画区)
 - 島原市城内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課(長崎南部森林計画区)
 - 佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局農林部林業課(長崎北部森林計画区)
 - 五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課(五島壱岐森林計画区)

壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）
 対馬市厳原町国分1441番地 長崎県対馬振興局農林水産部林業課（対馬森林計画区）

3 縦覧の期間

令和4年9月16日から令和4年10月14日まで

長崎県告示第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
 令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

北松浦郡小値賀町前方郷字里ノ前2494の1（次の図に示す部分に限る。）、字里ノ前2347の1から2347の4まで、2348の2、2349の1から2349の3まで、2351、2353の2、2356の1、2357、2358の1、2411、2413の2、2414、2426の2、2497、2498の3、2502の1、2502の2、2502の4、2503の1から2503の3まで、2505の1、2507の1、2507の2、2508の1、2508の2、字友尻2509の1、2512の1、2513の1、2518の1、2519の1、2523、2527、2528、2533、2534の1、字松ノ下2708の1・2718（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2709の2、2710の1、2710の2、2712の1、2713の1、2713の3、2714の1、2714の2、2715、2716の1、2717の1から2717の3まで、2722、字飯野崎2918、2966の3、2971から2974まで、字大池3015の1・3015の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2976の1、2976の2、2977の1、2980、2981、2990、2991、3011の1、3012の1、3012の2、3013の1、3013の2、3014、3065の1、字末ノ木3163の1、3165の2、3169の2、字横平3170の1、3171の1、3172の1、3173の1

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町小船越字大志度路西平143番2地先から 対馬市美津島町小船越字大志度路西平89番地先まで	前A	8.4~24.1	642.2	
	後A	10.5~56.6	655.0	
	前B	10.5~65.0	644.5	
	後B	12.6~31.9	219.5	

長崎県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 比田勝港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町西泊字横道162番5地先から 対馬市上対馬町西泊字横道149番28地先まで	前	9.4~10.6	70.6	
	後	9.7~10.8	70.6	

長崎県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 富江岐宿線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市富江町松尾字江川660番1地先から 五島市富江町松尾字江川656番1地先まで	前	10.3~14.3	4.3	
	後	10.3~10.5	4.3	

長崎県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町松尾字江川684番3地先から 五島市富江町松尾字江川683番1地先まで	令和4年9月16日

長崎県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町松尾字江川684番7地先から 五島市富江町松尾字江川656番1地先まで	令和4年9月16日

公 告

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

南松浦郡

市町村別	検査区分	実施区域	検査場所	検査日程	検査時間
新上五島町	集合検査	鯛ノ浦地区	鯛ノ浦公民館	10月4日（火）	9時30分から11時まで
	同 上	東神ノ浦地区	東神ノ浦漁村センター		11時30分から12時まで
	同 上	魚目地区	離島開発総合センター裏車庫	10月5日（水）	9時30分から12時まで
	同 上	上郷地区	奈摩地区漁民研修集会施設		13時30分から15時まで
	同 上	北魚目地区	北魚目出張所	10月12日（水）	11時から11時30分まで
	同 上	北魚目地区	新魚目町漁業協同組合（本所）		13時30分から15時30分まで
	同 上	若松地区	若松支所	10月13日（木）	10時から11時30分まで
	同 上	小奈良尾・奈良尾地区	奈良尾総合体育館（玄関先）		13時30分から15時まで
	同 上	岩瀬浦地区	岩瀬浦公民館	10月18日（火）	16時から16時15分まで
	同 上	有川地区	五島うどんの里 駐車場	10月19日（水）	10時から12時まで 13時から15時まで
	同 上	青方地区	新上五島町石油備蓄記念会館	10月20日（木）	10時から12時まで 13時から15時まで
	同 上	新上五島町全地区	新上五島町石油備蓄記念会館	10月21日（金）	9時30分から10時30分まで
南松浦郡 全地区	所在場所検査	計量器の所在の場所	10月3日から 10月21日まで 土曜・日曜 祝日は除く	11時から17時まで	

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 物品等の名称及び数量

- ① 長崎県警察ファイリングシステムの賃貸借及び保守 1式
- ② 基幹ネットワーク機器の賃貸借及び保守 1式
- ③ 免許台帳ファイリング及び県間通信システムの賃貸借及び保守 1式
- ④ 情報管理サーバ等の賃貸借及び保守 1式
- ⑤ 外部公開・不正プログラム対策機器等の賃貸借及び保守 1式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110

3 調達方法

賃貸借

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

- ① 令和4年8月18日
- ② 令和4年8月18日
- ③ 令和4年8月23日
- ④ 令和4年8月23日
- ⑤ 令和4年8月23日

6 落札者

- ① 福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
F L C S株式会社九州支店 支店長 阿部 泰朋
- ② 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂
- ③ 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- ④ 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- ⑤ 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹

7 落札価格

- ① 73,482,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ② 385,530,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ③ 70,660,800円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ④ 59,880,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ⑤ 135,120,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

- ① 令和4年7月1日
- ② 令和4年7月1日
- ③ 令和4年7月8日
- ④ 令和4年7月8日
- ⑤ 令和4年7月12日

9 落札方式

最低価格

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和4年9月16日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所在地	指定年月日
サービス付き高齢者向け住宅 「百合ヶ丘」	西彼杵郡長与町高田郷2443-1	令和4年9月12日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

長崎県病院企業団規則

長崎県病院企業団病院事業使用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団規則第5号の2

長崎県病院企業団病院事業使用料規則の一部を改正する規則

長崎県病院企業団病院事業使用料規則（平成21年長崎県病院企業団規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
種別	金額	種別	金額
略		略	
保険医療機関が表示する医療時間以外の時間における診察（時間外選定療養費）	長崎県島原病院において 診察料算定1回につき <u>7,700円</u>	保険医療機関が表示する医療時間以外の時間における診察（時間外選定療養費）	長崎県島原病院において 診察料算定1回につき <u>5,500円</u>
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

電話代表
直通表（八九五）
二二二
一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト